

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 30 日 号外特 27 号 47 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 30 日 法律第 54 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	<p>公布の日（平成 22 年 11 月 30 日）の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行 〔平成 22 年 12 月 1 日〕</p> <p>* 第 2 条の規定はこの法律の施行の日〔平成 22 年 12 月 1 日〕又は政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行</p> <p>* 第 3 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行</p>
【法令のあらまし】	<p>【特別職の職員の給与に関する法律の一部改正】</p> <p>1 俸給月額の変改 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行う。（第 3 条、附則第 3 項並びに別表第 1、別表第 2 及び別表第 5 関係） 内閣総理大臣は 206 万円、国務大臣等は 150 万 3,000 円、内閣法制局長官等は 144 万 1,000 円とする等</p> <p>2 期末手当の変改 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、12 月期の支給割合を 100 分の 150 に改める。（第 7 条の 2 関係）</p> <p>3 日額手当の変改 常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を 6 万 7,700 円とする。（第 4 条関係）</p> <p>【特別職の職員の給与に関する法律の一部改正】 別表第三及び別表第四に定める官職の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行う。（別表第 3</p>

WestlawJapan 法令あらまし

	及び別表第4関係) 【特別職の職員の給与に関する法律の一部改正】 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、6月期の支給割合を100分の140に改め、12月期の支給割合を100分の155に改める。（第7条の2関係） 【特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正】 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第6条の規定に基づく経過措置対象の常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を6万8,800円とする。（附則第7条関係）
【改正される法令】	特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号） 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第114号）